

平成19年（ワ）第1648号 監視活動停止等請求事件

原告 後藤東陽こと後藤信 外3名

被告 国

原告小野寺義象の意見陳述

2007年（平成19年）12月17日

仙台地方裁判所第二民事部合議2係 御中

原告 小野寺 義 象

本件訴訟で原告となっている弁護士の小野寺義象（おのでらよしかた）です。第1回口頭弁論期日にあたり、原告の立場から意見を述べさせていただきます。

先ず、裁判官の方々にご認識頂きたいのは、本件で問題となっている陸上自衛隊情報保全隊の内部文書を公表したのは日本共産党（以下、「共産党」という）ですが、情報保全隊が監視対象にしていたのは、共産党だけではなく、全国の広汎な様々な団体や個人に及んでいるということです。

甲A1-1と甲A1-2を見て下さい。166頁もある厩大な文書ですが、情報保全隊の国民監視の実態が生々しく記載されておりますので、ぜひ見て頂きたい。

甲A2は、これらの文書で監視されていた団体・個人を共産党が一覧表にまとめたものです。これをみると、共産党以外の政党（番号17番など多数）や北海道の朝日新聞労働組合や新聞労連北海道地連（番号27・28）というマスコミまで監視対象になっています。また、私たち弁護士の

団体である沖縄弁護士会（番号 288）も監視対象になっています。

映画監督の山田洋次さんも監視対象です。

全国各地の地方議会までも、情報保全隊の監視対象にされています。

この内部文書の入手経緯については、甲 A3 と A4 に記載があります。

このような情報保全隊の監視活動には、各界から強い批判の声があがっています。その一例が甲 A5 にまとまっています。テレビ各社や新聞の全国紙・地方紙、日本ペンクラブなどの反応が記載されておりますので、ぜひ、お読み下さい。

私自身が監視対象になっていたのは、甲 A1 - 1 の 19 頁の番号 2 の平成 16 年 1 月 14 日に仙台市で行われた「1・14 イラク自衛隊派兵反対県民集会」です。私はこの集会とデモに参加しましたが、この集会で挨拶したのが、この訴訟の弁護団長の勅使河原安夫弁護士や清藤恭雄弁護士です。なぜ、私達は自衛隊情報保全隊の監視対象になっているのでしょうか。この裁判で国にはっきりと説明して欲しいと思います。

裁判官の方々には、訴訟の審理を開始するにあたり、何よりも情報保全隊が何をしているのかを正確に認識して頂きたいと思います。それがこの事件・この訴訟の本質だからです。

そして、被告国に対しては、甲 A1 - 1 の作成者が東北方面情報保全隊長であるか否か、甲 A1 - 2 の作成者が情報保全隊であるか否かについて明確な答弁を求めます。国が答弁を回避することは絶対に許されません。

以上